

## 第9期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### 事業報告

新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

### 計算書類

株主資本等変動計算書  
個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト  
(<https://www.jtower.co.jp/ir>) に掲載することにより、株主の皆様にご提  
供しております。

株式会社 J T O W E R

## 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2013年12月25日	2015年11月25日
新 株 予 約 権 の 数		23個	1個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 9,200株 (新株予約権 1個につき 400株)	普通株式 400株 (新株予約権 1個につき 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個あたり 34,800円 (1株あたり 87円)	新株予約権 1個あたり 43,600円 (1株あたり 109円)
権 利 行 使 期 間		2015年12月26日から 2023年12月25日まで	2017年12月26日から 2025年12月25日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 23個 目的となる株式数 9,200株 保有者数 3名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 400株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第14回新株予約権	第15回新株予約権		
発行決議日		2019年6月26日	2019年8月21日		
新株予約権の数		500個	1,100個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 2,000株 4株)	普通株式 (新株予約権1個につき 4,400株 4株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり) 4,748円 1,187円)	新株予約権1個当たり (1株当たり) 7,696円 1,924円)		
権利行使期間		2021年6月27日から 2029年6月26日まで	2021年8月22日から 2029年8月21日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 1		
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	500個 2,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,100個 4,400株 3名

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、割り当てられた新株予約権の個数の一部につき、これを行行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権の一部行使は、できないものとする。
  - (2) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの構築に関する基本方針」として取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役及び使用人は、社会理念、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、企業ビジョンに基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
  - b. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - c. コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
  - d. 代表取締役社長直轄の内部監査担当を選任し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - b. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
  - b. リスク情報等については経営会議等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査担当が行うものとする。

- c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - d. 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - b. 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
  - c. 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
  - d. 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は経営管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者である経営管理本部長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
  - b. 内部監査担当は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的に行い、その結果について代表取締役社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
  - c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
  - d. 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - a. 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
  - b. 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
  - b. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - c. 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

- b. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時外部法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - b. 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
  - c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び外部法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行について

取締役会を17回開催し、社外取締役及び監査役の出席の下、法令や定款及び各種社内規程等に定められた事項や経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況の報告を行っております。また、経営会議を12回開催し、当社グループの全般的な重要事項について審議しております。取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理をしています。

### ② 監査役の職務執行について

監査役会を17回開催したほか、取締役会及び経営会議等の重要会議への出席や、当社の代表取締役、その他の役員、幹部社員及び子会社の役員との面談等により内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。また、内部監査担当者、会計監査人等との間で定期的に意見交換を行うなど、積極的な連携を図り、監査の実効性を高めています。

### ③ 内部監査の実施について

代表取締役社長直轄の内部監査担当者は、内部監査基本計画に基づき、当社及び関係会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

### ④ コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組み

コンプライアンス規程その他リスク管理に関する社内規程を定め、各種研修（入社時研修、インサイダー取引に関する研修、情報セキュリティ研修等）を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。法令違反その他法令上疑義のある行為等に対しては内部通報制度を整備し、迅速かつ適切な対応を行っております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,272,495	2,433,819	17,489	△350	6,723,454
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	28,376	28,376			56,752
親会社株主に帰属する 当期純利益			506,466		506,466
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	28,376	28,376	506,466	—	563,219
当 期 末 残 高	4,300,871	2,462,195	523,956	△350	7,286,673

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	△88,288	△88,288	6,635,166
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			56,752
親会社株主に帰属する 当期純利益			506,466
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△61,220	△61,220	△61,220
当 期 変 動 額 合 計	△61,220	△61,220	501,998
当 期 末 残 高	△149,508	△149,508	7,137,165

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company  
VIBS PTE. LTD.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 Vietnam Infrastructure Holding Ltd.  
Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd.  
JTOWER MALAYSIA SDN. BHD.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称 株式会社ナビック  
GNI Myanmar Co., Ltd.

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 Vietnam Infrastructure Holding Ltd.  
Vietnam Data and Aerial System Co., Ltd.  
JTOWER MALAYSIA SDN. BHD.
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

##### ③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

前連結会計年度に連結子会社でありました株式会社ナビックは、第2四半期連結会計期間において、第三者割当増資により当社の持分比率が53.0%から43.4%に減少し、実質的に支配していると認められなくなったため、同社を連結の範囲から除外し、持分法の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Southern Star Telecommunication Equipment Joint Stock Company及びVIBS PTE. LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物、機械装置及び運搬具については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具 5年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、10～15年間の定額法により償却を行っております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「有形固定資産」の「減価償却累計額」及び「減損損失累計額」は、各資産科目に対する控除項目として独立掲記しておりましたが、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より各資産科目から直接控除して表示し、当該減価償却累計額を注記事項に記載する方法に変更しております。

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「繰延税金資産」は22,240千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 369,843千円

繰延税金資産(当社に関するもの)は、将来の課税所得の見積額に基づき、一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消見込年度及び解消見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しております。将来の課税所得の見積りにあたっては、新規導入物件数、物件当たり単価等の仮定を用い、今後5年間に於いて合理的に回収可能と見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

これらの仮定は、最善の見積りによって決定されますが、将来事象には不確実性が伴うため、将来の経済条件が変動した場合には、連結計算書類に影響を与える可能性があります。

有形固定資産 6,968,697千円

有形固定資産は主に国内IBS事業に関するものであり、原則として国内IBS事業を他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。また、一部収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループを切り離して個別にグルーピングを行っております。

各資産又は資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りは最善の見積りによって決定されますが、将来事象には不確実性が伴うため、将来の経済条件が変動した場合には、連結計算書類に影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,290,817千円 |
| (2) 当座貸越契約         |             |

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	200,000千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- |  |             |
|--|-------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数                                 |             |
| 普通株式   | 20,832,872株 |
| (2) 剰余金の配当に関する事項   |             |
| 該当事項はありません。  |             |
| (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 |             |
| 普通株式   | 178,700株    |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を、自己資金による充当及び金融機関からの借入等により調達しております。資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建の債務については、為替の変動リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高の管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、為替や金利等の変動リスクについて、市況の変動状況を継続的にモニタリングしております。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社と同様の管理を行っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	8,398,235千円	8,398,235千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	397,015	397,015	－
資産計	8,795,250	8,795,250	－
(1) 買掛金	129,417	129,417	－
(2) 未払金	851,664	851,664	－
(3) 未払法人税等	61,784	61,784	－
(4) 長期借入金※1	420,000	420,431	431
(5) リース債務※2	775,398	779,752	4,353
負債計	2,238,264	2,243,049	4,784

※1 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

※2 リース債務には、1年内支払予定のリース債務を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金、(5)リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借り入れ又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	41,823千円

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,398,235	—	—	—
受取手形及び売掛金	397,015	—	—	—
合計	8,795,250	—	—	—

(注) 4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	210,000	60,000	55,000	65,000	30,000	—
リース債務	265,708	221,278	165,242	118,441	4,727	—
合計	475,708	281,278	220,242	183,441	34,727	—



## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 342円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円58銭  |

## 8. 企業結合に関する注記

### 事業分離

#### (1) 事業分離の概要

##### ① 分離先企業の名称

モバイル・インターネットキャピタル株式会社及び株式会社多摩川ホールディングス

##### ② 分離した事業の内容

株式会社ナビック（以下、「ナビック」とする）のWi-Fiを活用した無線ブロードバンドアウトソーシングサービスの提供

##### ③ 事業分離を行った理由

ナビックは、Wi-Fiを活用した無線ブロードバンドアウトソーシングサービスの提供を行っており、Wi-Fiに関する最先端の技術により独自に開発したクラウド型Wi-Fiプラットフォームを利用し、様々なニーズに対応した認証機能や高度なセキュリティ機能をもったWi-Fiサービスを価格競争力の高い料金水準で提供しております。

ナビックは、第三者割当増資の引受先の事業パートナーと、ローカル5G事業において資本業務提携を締結します。主に、ローカル5Gの機器開発等の役割を担う事業パートナーと連携し、ナビックは、Wi-Fiを含めたLANの領域の総合的な管理を強みに、ローカル5G事業に参入し、ローカル5Gの免許代行、環境構築、運用まで一気通貫のソリューションを提供することを目指しております。

当社は、国内IBS事業において大型施設内での導入実績や同事業で培った経営資源を活かし、ローカル5G関連サービスの事業化に向けた取り組みを行っておりますが、ナビックは病院・ホテルを中心とした中小型施設を主なターゲットとしてローカル5G関連サービスの提供を行っていく方針であります。

このような中で、ナビックが積極的にローカル5Gに知見を有する事業パートナーの外部資本を活用するとともに、資本構成の変更を行うことは、同社が将来的な株式上場を目指す上で不可欠であると判断し、また、当社は引き続き、ナビックの筆頭株主として連携し同社の企業価値を向上させていくことが、当社グループの利益につながると判断し、今回の決定に至りました。

④ 事業分離日

2020年9月11日（払込日）

⑤ 法定形式を含むその他取引の概要に関する事項

ナビックが、第三者割当増資による新株発行を行った結果、同社に対する当社の持分比率が53.0%から43.4%に低下し、実質的に支配していると認められなくなったため、同社は当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

持分変動利益 99,979千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	147,365千円
固定資産	8,656
資産合計	<u>156,022</u>
流動負債	20,475
固定負債	150,000
負債合計	<u>170,475</u>

③ 会計処理

ナビックが、第三者割当増資による新株発行を行ったことにより持分変動利益99,979千円を計上しております。また、同社に対する当社の持分比率が低下したことにより、同社は当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動したため、同社の貸借対照表を当社の連結計算書類から除外し、当社が保有する同社株式を持分法による評価額に修正しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社グループは通信インフラシェアリング事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 90,635千円  
営業損失 50,668

(5) 継続的関与の概要

当社の代表取締役社長1名がナビックの取締役を兼務しております。また、当社は、ナビックよりWi-Fi関連機器等の仕入等の取引を行っております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、KDD I株式会社（以下「KDD I」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことを決議し、同日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結するとともに、KDD Iに対する第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、また、これと同時に、当社の株主である日本電信電話株式会社（以下「NTT」といい、及びNTTを個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当による新株式発行（KDD Iに対する第三者割当による新株式発行とあわせて、以下「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしました。

### 1. 資本業務提携

#### (1) 資本業務提携の理由

当社は、インフラシェアリングのリーディングカンパニーとして、屋内外で通信インフラシェアリング事業を展開しており、屋内における通信インフラシェアリングを提供する国内IBS事業においては、全国227件の導入実績（2021年3月末時点）を有しており、多くの案件で携帯キャリア各社にご利用いただいております。また、5Gを背景とした携帯キャリアの設備投資効率化需要を背景に、2021年3月期より、屋外の鉄塔等のタワーのシェアリングを行うタワー事業に本格的に参入し、事業立ち上げ当初の取り組みとして、60本超のタワー建設準備を開始いたしました。

当社は、主要顧客の1社としてKDD Iに通信インフラシェアリングをご利用いただいております。KDD Iと当社は、国内IBS事業の立ち上げ以来、数多くの案件において取引関係を有しております。今般、第三者割当増資を通じて資本関係を構築し、かかる関係を前提として、下記「(2) 資本業務提携の内容 ②業務提携の内容」に記載した各項目に関する業務提携を実施することにより、KDD I及び当社の関係を更に強化し、相互に企業価値を最大化させることを目的として、KDD Iとの資本業務提携契約の締結及びKDD Iに対する第三者割当増資を実施することといたしました。

今後も、5Gを背景に基地局設備投資の本格化が見込まれるなかで、これまでの4Gの領域に加えて、5Gの領域においても屋内外でのインフラシェアリングを推進していくことが重要な経営課題の一つと認識しており、当社は、本第三者割当による調達資金により、屋内外での通信インフラシェアリングの導入を加速・拡大していくことを目指してまいります。

## (2) 資本業務提携の内容

### ① 資本業務提携の内容

当社は、KDDIに対して、当社の普通株式553,473株（本第三者割当後の発行済株式総数に対する割合2.5%、議決権割合2.5%）を割り当てます。

### ② 業務提携の内容

当社は、KDDIとの間で、両社の事業の発展及び企業価値向上のため、以下の各項目について業務提携を行います。業務提携の具体的な内容については、今後両社で協議の上、決定いたします。

- i インフラシェアリング推進：5Gを中心とするエリア構築の対象となる屋外エリア・屋内施設におけるインフラシェアリング活用を推進します。
- ii 計画精度向上：IBS（屋内インフラシェアリング・ソリューション）、ルーラルタワー、スマートポール等の展開計画を共有することで、両社の投資計画及び展開計画の精度向上を図ります。
- iii 技術支援及びノウハウ共有：両社でIBS（屋内インフラシェアリング・ソリューション）、ルーラルタワー、スマートポール等の共用設備の開発に必要な技術ノウハウを共有し、将来的に割当される新たな周波数帯域に対応した共用中継装置や、さらに上位レイヤーとなる無線機を対象とした共用無線機等の早期開発と早期展開を図ります。

### ③ 日程

#### 本資本業務提携の日程

取締役会決議日	2021年5月14日
本資本業務提携契約の締結日	2021年5月14日
業務提携に係る事業開始日	2021年5月31日

#### 本第三者割当の日程

取締役会決議日	2021年5月14日
払込期日	2021年5月31日

## 2. 第三者割当による新株式発行

### (1) 第三者割当による新株式発行の概要

① 払込期日	2021年5月31日
② 発行新株式数	普通株式1,106,946株
③ 発行価額	1株あたり6,640円
④ 発行総額	7,350,121,440円
⑤ 発行価額のうち資本へ組入れる額	3,675,060,720円
⑥ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 KDDI 553,473株 NTT 553,473株
⑦ その他	本第三者割当に係る払込みは、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

### (2) 第三者割当による新株式発行の目的・理由

本第三者割当により当社株式に一定の希薄化が生じますが、KDDIに対する第三者割当による新株式発行は、当社とKDDIとの業務提携と併せて実施するものであり、両社間の協力体制を構築し、本資本業務提携を確実なものにするためのものであります。

また、NTTと当社は、2019年7月に資本業務提携契約を締結しておりますが、5Gを背景とした設備投資需要の本格化を見据えた国内IBS事業及びタワー事業における体制強化に向けて、NTTに対する第三者割当による新株式発行を行うことで、両社間の提携関係がより一層強化されるものと考えております。

これらの第三者割当による新株式発行により調達した資金を、国内IBS事業及びタワー事業の導入拡大のための設備投資資金に充当することで、両事業の成長を通じて当社グループの企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

## (3) 割当予定先の概要

## KDDI

① 名称	KDDI株式会社
② 所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋 誠
④ 事業内容	電気通信事業
⑤ 資本金	141,852百万円 (2020年12月31日現在)
⑥ 当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	同社グループの間で当社通信インフラシェアリング・ソリューションの利用に係る取引関係があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## NTT

① 名称	日本電信電話株式会社
② 所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 澤田 純
④ 事業内容	NTTグループ全体の経営戦略の策定及び基盤的研究開発の推進
⑤ 資本金	937,950百万円 (2021年3月31日現在)
⑥ 当事会社間の関係	
資本関係	当社の普通株式4,206,400株を保有しております。
人的関係	当該会社の従業員1名が当社役員を兼任しております。
取引関係	当社と資本業務提携契約を締結しており、同社グループの間で当社通信インフラシェアリング・ソリューションの利用に係る取引関係があります。
関連当事者への該当状況	当社のその他の関係会社であります。

## (株式給付信託 (J-ESOP) の導入)

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP) 」(以下「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしました。

### (1) 導入の背景

当社は、従業員の帰属意識の醸成や、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲向上を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入することといたしました。

### (2) 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の中長期的な株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

### (3) 本信託の概要

- ①名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社の従業員から選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2021年5月28日 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2021年5月28日 (予定)
- ⑨信託の期間 : 2021年5月28日 (予定) から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

### (4) 本信託における当社株式の取得内容

- ①取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ②株式の取得資金として信託する金額 : 100,000,000円
- ③取得株式数の上限 : 16,000株
- ④株式の取得方法 : 取引所市場より取得
- ⑤株式の取得期間 : 2021年5月28日 (予定) から2021年5月31日 (予定) まで

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	4,272,495	3,093,325	3,093,325	70,010	70,010	△350	7,435,481	7,435,481
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	28,376	28,376	28,376				56,752	56,752
当 期 純 利 益				322,535	322,535		322,535	322,535
当 期 変 動 額 合 計	28,376	28,376	28,376	322,535	322,535	—	379,287	379,287
当 期 末 残 高	4,300,871	3,121,701	3,121,701	392,545	392,545	△350	7,814,769	7,814,769



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② たな卸資産
  - ・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物、機械及び装置については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～15年
構築物	20年
機械及び装置	9年～10年
工具、器具及び備品	2年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 369,843千円

有形固定資産 6,656,986千円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報の記載事項は連結注記表と同一であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,728,887千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 200,000千円

借入実行残高 ー千円

---

差引額 200,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 1,996千円

② 長期金銭債権 37,745千円

③ 短期金銭債務 70千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 7,339千円

その他 15,551千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 84株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	343,960千円
関係会社株式評価損	110,291千円
減損損失	18,106千円
その他	19,679千円
繰延税金資産小計	492,038千円
評価性引当額	△122,194千円
繰延税金資産合計	369,843千円
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	369,843千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 NTTドコモ	－	当社サービスの 提供	IBS設備利用料 (注) 1	1,242,929	売掛金 前受収益	62,602 1,857,909

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して価格交渉の上で決定しております。  
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 375円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 15円65銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、KDD I株式会社（以下「KDD I」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うことを決議し、同日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結するとともに、KDD Iに対する第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、また、これと同時に、当社の株主である日本電信電話株式会社（以下「NTT」といい、及びNTTを個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当による新株式発行（KDD Iに対する第三者割当による新株式発行とあわせて、以下「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしました。

### 1. 資本業務提携

#### (1) 資本業務提携の理由

当社は、インフラシェアリングのリーディングカンパニーとして、屋内外で通信インフラシェアリング事業を展開しており、屋内における通信インフラシェアリングを提供する国内IBS事業においては、全国227件の導入実績（2021年3月末時点）を有しており、多くの案件で携帯キャリア各社にご利用いただいております。また、5Gを背景とした携帯キャリアの設備投資効率化需要を背景に、2021年3月期より、屋外の鉄塔等のタワーのシェアリングを行うタワー事業に本格的に参入し、事業立ち上げ当初の取り組みとして、60本超のタワー建設準備を開始いたしました。

当社は、主要顧客の1社としてKDD Iに通信インフラシェアリングをご利用いただいております。KDD Iと当社は、国内IBS事業の立ち上げ以来、数多くの案件において取引関係を有しております。今般、第三者割当増資を通じて資本関係を構築し、かかる関係を前提として、下記「(2) 資本業務提携の内容 ②業務提携の内容」に記載した各項目に関する業務提携を実施することにより、KDD I及び当社の関係を更に強化し、相互に企業価値を最大化させることを目的として、KDD Iとの資本業務提携契約の締結及びKDD Iに対する第三者割当増資を実施することといたしました。

今後も、5Gを背景に基地局設備投資の本格化が見込まれるなかで、これまでの4Gの領域に加えて、5Gの領域においても屋内外でのインフラシェアリングを推進していくことが重要な経営課題の一つと認識しており、当社は、本第三者割当による調達資金により、屋内外での通信インフラシェアリングの導入を加速・拡大していくことを目指してまいります。

## (2) 資本業務提携の内容

### ① 資本業務提携の内容

当社は、KDDIに対して、当社の普通株式553,473株（本第三者割当後の発行済株式総数に対する割合2.5%、議決権割合2.5%）を割り当てます。

### ② 業務提携の内容

当社は、KDDIとの間で、両社の事業の発展及び企業価値向上のため、以下の各項目について業務提携を行います。業務提携の具体的な内容については、今後両社で協議の上、決定いたします。

- i インフラシェアリング推進：5Gを中心とするエリア構築の対象となる屋外エリア・屋内施設におけるインフラシェアリング活用を推進します。
- ii 計画精度向上：IBS（屋内インフラシェアリング・ソリューション）、ルーラルタワー、スマートポール等の展開計画を共有することで、両社の投資計画及び展開計画の精度向上を図ります。
- iii 技術支援及びノウハウ共有：両社でIBS（屋内インフラシェアリング・ソリューション）、ルーラルタワー、スマートポール等の共用設備の開発に必要な技術ノウハウを共有し、将来的に割当される新たな周波数帯域に対応した共用中継装置や、さらに上位レイヤーとなる無線機を対象とした共用無線機等の早期開発と早期展開を図ります。

### ③ 日程

#### 本資本業務提携の日程

取締役会決議日	2021年5月14日
本資本業務提携契約の締結日	2021年5月14日
業務提携に係る事業開始日	2021年5月31日

#### 本第三者割当の日程

取締役会決議日	2021年5月14日
払込期日	2021年5月31日

## 2. 第三者割当による新株式発行

### (1) 第三者割当による新株式発行の概要

① 払込期日	2021年5月31日
② 発行新株式数	普通株式1,106,946株
③ 発行価額	1株あたり6,640円
④ 発行総額	7,350,121,440円
⑤ 発行価額のうち資本へ組入れる額	3,675,060,720円
⑥ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 KDDI 553,473株 NTT 553,473株
⑦ その他	本第三者割当に係る払込みは、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

### (2) 第三者割当による新株式発行の目的・理由

本第三者割当により当社株式に一定の希薄化が生じますが、KDDIに対する第三者割当による新株式発行は、当社とKDDIとの業務提携と併せて実施するものであり、両社間の協力体制を構築し、本資本業務提携を確実なものにするためのものであります。

また、NTTと当社は、2019年7月に資本業務提携契約を締結しておりますが、5Gを背景とした設備投資需要の本格化を見据えた国内IBS事業及びタワー事業における体制強化に向けて、NTTに対する第三者割当による新株式発行を行うことで、両社間の提携関係がより一層強化されるものと考えております。

これらの第三者割当による新株式発行により調達した資金を、国内IBS事業及びタワー事業の導入拡大のための設備投資資金に充当することで、両事業の成長を通じて当社グループの企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

## (3) 割当予定先の概要

## KDDI

① 名称	KDDI 株式会社
② 所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋 誠
④ 事業内容	電気通信事業
⑤ 資本金	141,852百万円 (2020年12月31日現在)
⑥ 当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	同社グループの間で当社通信インフラシェアリング・ソリューションの利用に係る取引関係があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## NTT

① 名称	日本電信電話株式会社
② 所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 澤田 純
④ 事業内容	NTTグループ全体の経営戦略の策定及び基盤的研究開発の推進
⑤ 資本金	937,950百万円 (2021年3月31日現在)
⑥ 当事会社間の関係	
資本関係	当社の普通株式4,206,400株を保有しております。
人的関係	当該会社の従業員1名が当社役員を兼任しております。
取引関係	当社と資本業務提携契約を締結しており、同社グループの間で当社通信インフラシェアリング・ソリューションの利用に係る取引関係があります。
関連当事者への該当状況	当社のその他の関係会社であります。

## (株式給付信託 (J-ESOP) の導入)

当社は、2021年5月20日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP) 」(以下「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしました。

### (1) 導入の背景

当社は、従業員の帰属意識の醸成や、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲向上を図るとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入することといたしました。

### (2) 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の中長期的な株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

### (3) 本信託の概要

- ①名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社の従業員から選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2021年5月28日 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 2021年5月28日 (予定)
- ⑨信託の期間 : 2021年5月28日 (予定) から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

### (4) 本信託における当社株式の取得内容

- ①取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ②株式の取得資金として信託する金額 : 100,000,000円
- ③取得株式数の上限 : 16,000株
- ④株式の取得方法 : 取引所市場より取得
- ⑤株式の取得期間 : 2021年5月28日 (予定) から2021年5月31日 (予定) まで